

分 析 方 法

(1) 分析項目については、環境大臣が定める「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年環境庁告示第13号)に規定する方法によります。
検液の作成は、海面埋立処分を行う場合の方法によって下さい。

(2) (1)によりがたい場合は、公害関係法令に規定する方法及び日本工業規格に規定する方法によって下さい。

(3) 油分の検定は次の方法で行って下さい。

産業廃棄物に含まれる油分は、ソックスレーの抽出器を用いてn-ヘキサンにて抽出し、その抽出物によりn-ヘキサンを揮散し、残さ物の重量測定を行ってから算出して下さい。

<操作>

- ① 試料S(5g以上)を正確に秤量し、円筒ろ紙中に入れる。
- ② ソックスレー抽出器の抽出受器に、n-ヘキサンを適量入れる。
- ③ 円筒ろ紙の入った円筒管部分を抽出受器に取付け、抽出操作を行う。このとき、n-ヘキサンの回転は油分が十分に抽出されるまで行う。
- ④ 抽出が終わったn-ヘキサン液をあらかじめ秤量しておいた200mlビーカー(重量W_ag)に移し替える。
- ⑤ ソックスレー抽出器をn-ヘキサン液で洗浄し、洗液を④のビーカーに入れて混合する。
- ⑥ ビーカーをマントルヒーターに入れ、80°C±5°Cにてn-ヘキサンを揮散する。
- ⑦ 揮散の終了後、ビーカーを秤量する。(重量W_bg)

油分の算出

$$\text{油分 (\%)} = (W_b - W_a) / S \times 100$$

(4) ダイオキシン類の含有量は「環境大臣が定める方法」(平成4年7月厚生省告示第192号第1号別表第1)に規定する方法によります